

製造業における特定技能外国人材受入れセミナー 事前にいただいた主なご質問と回答

1. 特定技能2号全般について	
(1) 制度全般について	
ご質問	回答
① 特定技能2号の滞在期間に上限はないということは、実質永住者と同じということか。	「特定技能2号」は、専門的・技術的分野の在留資格である「技能」や「技術・人文知識・国際業務」等と同様、一定期間ごとに在留期間の更新が必要であり、退職等により「特定技能2号」の活動を終了した場合は更新が認められません。この点、在留期間の更新の必要がなく、本邦での活動内容に制限のない永住者とは異なります。
② 家族帯同について「要件を満たせば可能」について、具体的に要件とは何か教えてください。	在留資格「特定技能2号」の方が扶養する家族(配偶者、子)は、在留資格「家族滞在」による在留が認められます。要件等については、最寄りの地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。 ご参考: 在留資格「家族滞在」 https://www.moi.go.jp/isa/applications/status/dependent.html
③ 特定技能2号の受入れ企業が、日本人社員と比べて特に負担しなければならない費用はあるか。	現時点では、製造業分野において、在留資格「特定技能2号」の受入れ企業が特に負担しなければならない費用はありません。
④ 特定技能2号は義務的必須支援項目の対象外ということだが、四半期届出や定期面談も不要となるのか。	在留資格「特定技能2号」の方は、受入れ機関又は登録支援機関による支援の実施が義務とはなっていないため、定期面談及び定期的「支援実施状況に係る届出」の提出は不要です。一方で、出入国在留管理庁長官に対する随時の各種届出及び定期的「受入れ活動状況に係る届出」は、特定技能1号の際と同様に必要です。
⑤ 特定技能2号での在留期間は、永住資格申請要件の期間に含んで良いか(技能実習、特定技能1号は含まれないと明記されている)。	在留資格「特定技能2号」での在留期間は、永住許可に係る法律上のいわゆる国益要件について、永住許可に関するガイドラインの「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格(在留資格「技能実習」及び「特定技能1号」を除く。)又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する。」の就労資格による5年間の在留期間に含まれます。
⑥ 特定技能2号が定年退職する場合には、認められた活動を行えなくなるため在留資格の更新は認められないという理解で良いか。(セミナーの主旨からは外れるが)技術・人文知識・国際業務など他の専門的・技術的分野の在留資格者も定年退職の際は同様の扱いか。	在留資格「特定技能2号」の方が退職された後、基本的に現有在留資格での在留期間の更新は認められません。ただし、新たな企業に就職する場合や他の在留資格に該当する活動を行う場合は、在留資格の変更が許可される可能性があります。 在留資格「技術・人文知識・国際業務」などの他の専門的・技術的分野の在留資格の方も、基本的には同様の取扱いとなります。 在留資格の詳細については、最寄りの地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。
⑦ 技能実習3号修了者や、技能検定随時2級または上級試験合格者に対して優遇措置などがこれまで一切なかった。特定技能2号移行にあたり、今後このような実績が加点になるような試験ルート以外のポイント制のようなルートの可能性はないか。	そのような優遇措置を設ける予定はありません。
(2) 製造業分野について	
ご質問	回答
① 製造業分野では、特に日本語能力試験の合格等は要件ではないと理解したが合っているか。	製造業分野においては、日本語能力試験の合格等は要件としておりません。
② 製造業分野における特定技能2号の人材像について「指導・監督できる人材」とのことだが、要件を満たせば、全員特定技能2号になれるのか。「指導・監督者」であることから、受入れ事業所ごとに受入れ上限人数などが別途設定されるのか。	受入れ事業所ごとに受入れ上限人数を設定することは予定していません。
③ 特定技能2号の受入れ要件として資金面の条件(特定技能1号よりも給与を上げる必要があるか)や、「管理・監督者」であるため役職等を与える必要があるか。	特定技能雇用契約の内容については、法務省令(※)に基づき、以下のことが求められますのでご注意ください。 ・外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。 ・外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと。 (※)特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号) また、特定技能2号の在留資格としては「管理・監督者」を想定していますが、在留資格の申請時点で役職を付けることを必須要件とはしていません。

2. 製造分野特定技能2号評価試験について

(1) 試験構成、試験開催時期

ご質問	回答
① 特定技能2号評価試験は、特定技能1号評価試験のように、各区分の共通問題があり、さらにその下に、各技能の選択問題があり実質19試験があるような形か。もしくは、3区分・3試験のみか。	製造分野特定技能2号評価試験は、機械金属加工区分、電気電子機器組立て区分、金属表面処理区分の3区分で実施する予定であり、現状の製造分野特定技能1号評価試験とは異なり、技能を選択する形式ではありません。
② 特定技能2号評価試験の実施ペース(四半期に一度、1か月に一度など)を教えてください。	製造分野特定技能2号評価試験について、令和5年度は、 ・2023年10月中旬～10月下旬 ・2024年1月下旬～2月上旬 に国内複数会場での実施を予定しています。 令和6年度以降については、決まり次第、特定技能外国人材制度ポータルサイトにおいてお知らせいたします。

(2) 実務経験

ご質問	回答
① 技能検定1級受験のためには「実務経験7年」の要件が課されている。特定技能2号評価試験は「実務経験3年」が受験要件となっており、同じレベルの試験なのに矛盾していないか。	技能検定1級の受験資格としての実務経験と製造分野特定技能2号評価試験の受験資格としての実務経験は異なります。 製造分野特定技能2号評価試験の受験資格としての実務経験は、「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験」を指します。 なお、在留資格「特定技能2号」を取得するルートは、特定技能2号評価試験ルートと技能検定ルートの2つがありますが、いずれのルートでも「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験」が必要となります。
② 受験要件となる実務経験について、特定技能2号の要件として日本での実務経験3年とあるが、技能実習生としての3年も実務経験3年と扱って良いのか(技能実習から特定技能1号を経ずに特定技能2号に飛び級のようなことも制度上可能なのか)。認められる場合、技能実習生は1号の最初の1か月は監理団体による研修があったり、一時帰国があったりするケースがあるが、それも含めて3年で良いのか。	技能実習生として「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場」に従事していた期間も、実務経験に含まれます。 また、業務に従事していない期間がある場合には、その期間を除いた上で、就業していた期間が3年以上必要となります。
③ 特定技能1号の業務区分とは違う業務区分で特定技能2号になることはできるのか。実際に実務経験を有する業務区分と、特定技能2号試験の受験区分が違って実務経験3年以上の実績になるのか。	「日本国内に拠点を持つ企業の“製造業”の現場における3年以上の実務経験を有すること」が要件となりますので、異なる業務区分であっても、“製造業”の現場における実務経験が3年以上あれば要件を満たします。
④ 受験要件になっている、実務経験3年について、「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有すること」について、もう少し具体的に要件を教えてください。	「日本国内に拠点を持つ企業」とは日本国内に登録している本店又は主たる事務所等がある企業をいい、「製造業の現場における実務経験」とは、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類E-製造業(ただし、「中分類09-食料品製造業」及び「中分類10-飲料・たばこ・飼料製造業」を除く。)に掲げるものを行っている事業所にて、製造品の加工等に従事した経験を指します。
A) 特定技能1号の制度対象になっていない製造業(輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業など)での従事経験も対象になるか。	輸送用機械器具製造業やプラスチック製品製造業など、特定技能1号の制度対象になっていない製造業における経験でも、「製造業の現場における実務経験」に含まれます。
B) 同じ製造業でも、特定技能の他分野にある飲食料品製造業なども実務経験の対象になるか。	飲食料品製造業における経験は、「製造業の現場における実務経験」には含まれません。
C) 「同一企業で」3年以上の実務経験ではなく、複数企業を合算して3年でも良いか	必ずしも同一企業である必要はありません。 複数企業で業務に従事している場合でも、製造業の現場における実務経験が合算して3年以上あれば、要件を満たします。
D) 3年間の「就労」ではなく、「在籍」(一時休職や帰国をした)でも認められるか。	業務に従事していない期間がある場合には、その期間を除いた上で、就業していた期間が3年以上必要となります。
E) 「製造業」であることが求められる理解だが、例えば、技能実習で造船業にて鉄工や溶接をしていた人が、特定技能2号の製造業分野(機械金属加工区分)の受験をすることはできるか。技能実習→特定技能1号への移行では、造船業で鉄工や溶接職種で技能実習2号を修了した場合、製造業分野の特定技能1号へ無試験で移行ができるが、技能実習→特定技能2号への移行でも同様か。	造船業における経験は、「製造業の現場における実務経験」には含まれません。

(3) 試験言語

ご質問	回答
① 特定技能2号評価試験、ビジネスキャリア検定いずれも、試験問題は日本語のみか。また、その場合、日本語にルビは振られるのか。日本人受験者と全く同じ問題(ルビなし)なのか。	製造分野特定技能2号評価試験とビジネス・キャリア検定のいずれも、試験問題は日本語のみとなり、現時点では漢字やカタカナへの振り仮名は予定していません。

(4) 試験対策

ご質問	回答
① サンプル問題、過去問、テキスト等の作成・公表、受験対策講座の設置等の予定はあるか。ある場合はいつ頃か。何も事前情報がない状態で試験を実施して、不合格となった場合、受験者のみの責任になってしまうのは違うのではないか。	試験実施前に、特定技能外国人材制度ポータルサイトにおいて、サンプル問題の公開を予定しています。 受験を考えている方の準備期間も考慮しながら、公開に向けた準備を進めてまいります。
② 特定技能2号評価試験の受験対策として、履修すべき必要知識や内容について教えてください。	試験実施前に、特定技能外国人材制度ポータルサイトにおいて、サンプル問題の公開を予定しています。

(5)試験難易度、不合格だった場合の救済措置	
ご質問	回答
① 特定技能2号評価試験の難易度、目安となる合格率(受験者に対してどの程度の合格者数を見込んでいるか)について教えてほしい。	製造分野特定技能2号評価試験の試験水準は、上級技能者のための試験である技能検定1級の合格水準と同等の基準となります。試験実施前に、特定技能外国人材制度ポータルサイトにおいて、サンプル問題の公開を予定しています。
② 特定技能2号評価試験では、区分により合格しやすい区分、しづらい区分のばらつきが出るのではないかと。特定技能1号評価試験の合格率のようになると、合格しやすい区分に受験者が集中し、受けたい人が受けられないなどの可能性があるのではないかと。	試験区分間の公平性にも留意しながら、試験問題の作成に取り組んでまいります。また、試験の実施に当たっては、受験希望者が可能な限り受験できるよう、柔軟に対応してまいります。
③ 現在、特定技能5年目の人材を雇用している。今年度、10月と2月に2回ほど試験があると理解した。この2回に合格しなかったら帰国せざるを得ないのか。試験情報公開から試験準備まで時間が限られており、合格は非常に難しいとも感じている。例えば、受験勉強のための「特定活動」での1年延長滞在など、救済措置をとる可能性はあり得るか。	制度上、在留資格「特定技能1号」での通算在留期間が5年に達した時点で、以後の在留は認められません。現時点では、製造分野特定技能2号評価試験に合格できなかった方を対象とした在留資格措置は予定していません。
3.技能検定ルートについて	
ご質問	回答
① 技能検定1級合格のルートには、溶接がなかったが、これは溶接が含まれる機械金属加工区分の特定技能2号試験に合格するしかないということか。	「溶接」は技能検定1級の実施対象ではないため、「溶接」の技能で在留資格「特定技能2号」を取得するためには、機械金属加工区分の製造分野特定技能2号評価試験に合格いただく必要があります。
② 技能検定1級は学科・実技ともに合格が必要か。	実技試験と学科試験の両方に合格いただく必要があります。
③ 特定技能2号移行のための技能検定(1級)は申請すれば随時実施していただけなのか。もしくは日本人同様に試験日が決まっているのか。	技能検定1級は、随時試験の対象ではありませんので、決められた試験日程により受検いただくようお願いいたします。
④ 「技能検定ルート」(技能検定1級合格)の場合、機械金属加工区分・電気電子機器組立て区分双方に含まれる7技能(機械加工、プラスチック成形等)の検定に合格したときには、機械金属加工区分・電気電子機器組立て区分いずれの業務区分でも就労が可能か。どちらかを自由に選べるのか。	いずれの業務区分でも就労が可能です。
4.製造分野特定技能1号評価試験について	
ご質問	回答
① 特定技能2号評価試験は3区分・3試験のみになると理解したが、特定技能1号評価試験は、区分共通問題+選択問題(計19技能)の試験構成が続くのか。今後、特定技能1号評価試験も3区分・3試験にならないのか。	製造分野特定技能1号評価試験について、令和5年度は移行期間として、3つの試験区分の中で19の技能から選択可能としています。令和6年度以降については、決まり次第、特定技能外国人材制度ポータルサイトにおいてお知らせいたします。

5.その他

ご質問	回答
<p>2022年8月に業務区分が統合されたため、技能実習時に従事していた職種が特定技能の同区分の事業がある企業であれば、転職・従事は可能か。</p> <p>① 例) 技能実習:プラスチック成形→特定技能:機械金属加工区分の事業所にてプラスチック成形以外の技能を用いた業務(機械加工など)に従事可能であるか否か</p>	<p>可能です。</p> <p>例えば、「プラスチック成形」で技能実習2号を良好に修了した場合、機械金属加工区分と電気電子機器組立て区分の特定技能1号への移行が可能となり、区分の範囲内の技能を要する業務であれば従事することができます。なお、特定技能制度と技能実習制度は別の制度であり、特定技能外国人が従事できる業務は、技能実習生の従事できる業務とは別個に定められていますので、ご注意ください。</p> <p>特定技能外国人材制度ポータルサイトで公開している「製造業における特定技能外国人材受入れに関するFAQ」の質問・回答の3-2、3-3もご覧いただけますと幸いです。</p> <p>ご参考: 製造業における特定技能外国人材受入れに関するFAQ(特定技能外国人材制度ポータルサイト) https://www.sswm.go.jp/assets/img/top/ukeire_faq.pdf</p>
<p>② 技能実習制度では、実際の実習場所、作業等について厳しく制限があり、実地監査も行われるが、特定技能では協議・連絡会加入時の入会届出を通過すれば、その後の確認・指導等はないという認識で合っているか。</p>	<p>特定技能制度では、出入国管理及び難民認定法に基づき、出入国在留管理庁長官は特定技能所属機関に対して、指導及び助言、報告徴収、改善命令等を行うことができるとされています。</p> <p>出入国在留管理庁ホームページで公開されている「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の117～119ページもご覧いただけますと幸いです。</p> <p>また、地方出入国在留管理官署では、特定技能所属機関等の定期的な届出等に基づき、実地調査を実施しています。</p> <p>ご参考: 特定技能外国人受入れに関する運用要領(出入国在留管理庁) https://www.moi.go.jp/isa/content/930004944.pdf</p>
<p>③ 特定技能1号で就労できる期間が5年となっているが、5年間のカウントをいつからスタートするか分かりづらい。特に、コロナの雇用維持支援措置等、特定活動の種類によっても5年に含まれるもの含まれないものがあると出入国在留管理局から聞いた。また、転職を繰り返している特定技能の方を雇用した場合は過去の経歴が分かりにくく判断が難しい。</p>	<p>在留資格「特定技能1号」での在留期間は通算で上限5年までとなります。通算在留期間には、過去に在留資格「特定技能1号」で在留していた期間も含まれます。</p> <p>また、在留資格「特定活動」での在留期間が通算在留期間に含まれるのかという点について、</p> <p>＜特例措置として「特定技能1号」への移行準備のために就労活動を認める「特定活動」で在留していた期間＞は、通算在留期間に含まれます。</p> <p>一方で、＜新型コロナウイルス感染症の影響により、受入れ機関又は受入れ予定機関の経営状況の悪化(倒産、人員整理、雇止め、採用内定の取消し等)等により、自己の責めに帰すべき事由によらずに当該機関において活動することができなくなり現在の在留資格で本邦に引き続き在留することが困難となった外国人、又は、予定された技能実習を修了した技能実習生のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限等を受けて帰国が困難となった外国人の本邦での雇用を維持するため、特定産業分野において、特定技能の業務に必要な技能を身に付けるために在留資格「特定活動」で在留した期間＞は、通算在留期間には含まれません。</p> <p>出入国在留管理庁ホームページで公開されている「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の21～22ページもご覧いただけますと幸いです。</p> <p>雇用される外国人の方が、これまで在留資格「特定技能1号」で通算で何年間在留してきたのかについては、外国人ご本人にご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>ご参考: 特定技能外国人受入れに関する運用要領(出入国在留管理庁) https://www.moi.go.jp/isa/content/930004944.pdf</p>
<p>④ 今回の特定技能2号の追加は閣議決定とのことだが、法令の改正等はなく、パブリックコメント等の機会も国民に開かれていないということか。もしパブリックコメント等がある場合は、その時期や、法令施行時期について教えてほしい。</p>	<p>特定技能2号の追加に係る法令の改正はありませんが、今後合わせて改正する告示に関しては、パブリックコメントの実施を予定しております。調整が完了次第の開始となりますが概ね7月中に実施見込みです。</p>
<p>⑤ 雇用している技能実習生や特定技能1号の人材と今回の閣議決定の情報を正確に共有したいと考えている。できれば各国の言語に翻訳した資料も公開していただくと有り難い。認識の違いによるトラブルの防止に役立つと思う。</p>	<p>現在、特定技能外国人材制度ポータルサイトの製造分野特定技能2号評価試験のページについて、多言語版の公開に向けた準備を進めています。併せて、特定技能2号に関する情報等を多言語に翻訳したお知らせの公開に向けた準備も進めています。</p>
<p>⑥ 後日セミナーの様子をみられるアーカイブ動画の公開は予定しているか。制度説明部分だけでも有り難い。</p>	<p>後日、特定技能外国人材制度ポータルサイトにおいて、公開を予定しています。</p>